

令和6年6月1日現在

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	54.0	人
障害者の数	2.0	人
実雇用率	3.70	%
法定雇用率	3.0	%
法定雇用障害者数を達成するために採用しなければ ならない 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数	0	人

※「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」は、職員総数から除外職員等を除いた職員数です。なお、週の所定勤務時間が20時間以上の会計年度任用職員を含みます。

※消防局職員は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令により、除外とします。

※「障害者の数」は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計です。なお、週の所定勤務時間が30時間以上の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人につき2人とみなして算定します。

※障がいの種別・程度の区分ごとの人数については、特定の者が障がい者であることや障がいの程度が推認される恐れがあるため、非公表とします。